
第五次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について

令和3年10月

中央環境審議会総合政策部会

第五次環境基本計画の点検について

第五次環境基本計画の概要

- 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。
- 計画は約6年ごとに見直し（第四次計画は2012（H24）年4月に閣議決定）。
- 2017（H29）年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、2018（H30）年4月9日に答申。
- 答申を踏まえ、2018（H30）年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に関連・複雑化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
 - ・環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
 - ・将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用
 - ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化
 - これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指す

施策の展開

- 分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として揺るぎなく着実に推進

我が国が抱える課題

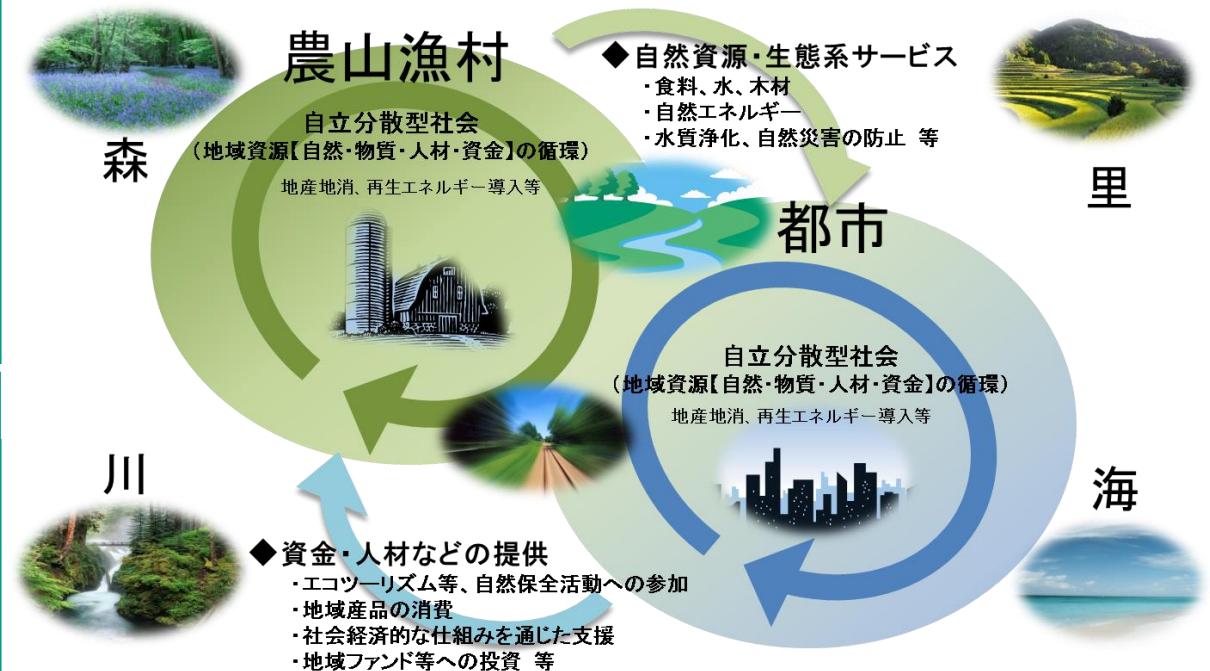


国際的な潮流



地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、支え合う



第五次環境基本計画の点検の範囲と点検スケジュール

【点検の体制】

各部会は、各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告する。総合政策部会は各部会からの報告等を踏まえ、計画全体について総合的に点検する。

【点検の範囲】

第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策の展開」／第2部第3章「重点戦略を支える環境政策の展開」
第4部「環境保全施策の体系」

【点検スケジュール】

	点検スケジュール	総合政策部会の点検スケジュール
1年目（2018年度）	点検の準備	—
2年目（2019年度）	【第1回】 各部会による各分野の点検	12月20日 点検①
3年目（2020年度）	【第1回】 各部会による点検及び取りまとめ	7月28日 点検②
		12月1日 点検報告書取りまとめ
4年目（2021年度）	【第2回】 2年目と同じ	秋頃 点検①
5年目（2022年度）	【第2回】 3年目と同じ（最終的な点検）	夏～秋 点検②、 点検報告書取りまとめ
6年目（2023年度）	計画の見直し	—

→第1回点検、第2回点検において重点的に点検を行う分野を設定。

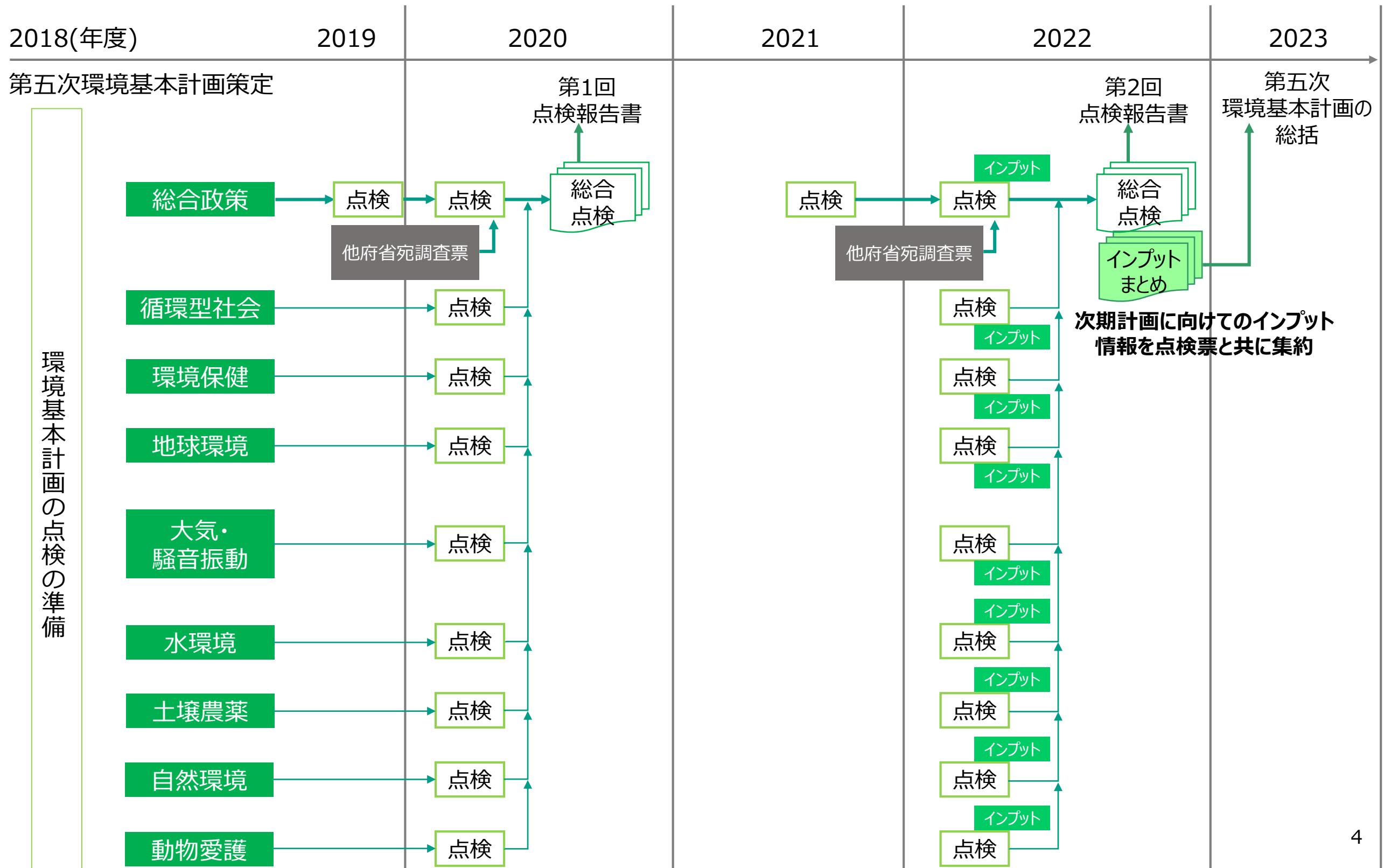
（第2回点検分野の設定）

第2回点検分野の設定に当たっては、第1回点検分野で選定しなかった項目及び第1回点検分野として取り上げた項目のうち、進捗状況を確認する必要がある項目を重点的に点検する。さらに最終的な点検年次である2022年度においては全体的な進捗状況を確認し、第五次環境基本計画の総括を行う。

* 個別計画が策定されている分野においては当該計画の点検内容を活用。

第五次環境基本計画の点検スケジュール

- 点検は、最小限のリソースで最大限の結果を得るために、可能な限り現行システムを活用して行う
- 各部会は第2回点検総括時に点検結果と共に次期計画に向けての情報を提出、第五次環境基本計画の総括に活用する



第五次環境基本計画の第1回点検分野（点検完了）

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第1回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
（1）企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化	総合政策部会
（3）金融を通じたグリーンな経済システムの構築	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会 水環境部会（海洋環境の保全、健全な水循環の維持回復の部分）
（2）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり	総合政策部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
<環境で地域を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築>	総合政策部会
（1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	地球環境部会 循環型社会部会（バイオマス資源関係）
（3）都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり	総合政策部会
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
（3）安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
・健全で豊かな水環境の維持・回復	水環境部会
・化学物質のライフサイクル全体での包括的管理	環境保健部会
・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進	水環境部会

【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第1回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
1. 気候変動対策	地球環境部会
2. 循環型社会の形成	循環型社会部会
4. 環境リスクの管理	
（1）水・大気・土壌の環境保全 （大気関係を除く。）	水環境部会 土壌農薬部会
（2）化学物質管理	環境保健部会 土壌農薬部会

【第4章 環境保全施策の体系の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う

第五次環境基本計画の第2回点検分野 ①

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
(2) 国内資源の最大限の活用による国際収支の改善・産業競争力の強化	地球環境部会 循環型社会部会（バイオマス資源循環関係）
(4) グリーンな経済システムの基盤となる税制	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会（海洋環境の保全の部分を除く）
(3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上	循環型社会部会 自然環境部会 地球環境部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
(1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	
・地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入	総合政策部会
・地域新電力等の推進	
(2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用	自然環境部会 総合政策部会（文化的資源の活用関係）
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換	総合政策部会 循環型社会部会（食品ロス関係） 地球環境部会（低炭素関係） 自然環境部会（新湯治関係） 動物愛護部会（ペット関係）
(2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革	総合政策部会
(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
・良好な大気環境の確保	大気・騒音振動部会
・廃棄物の適正処理の推進	循環型社会部会
・快適な感覚環境の創出	大気・騒音振動部会
・ヒートアイランド対策	大気・騒音振動部会

第五次環境基本計画の第2回点検分野 ②

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
5. 持続可能性を支える技術の開発・普及	
(1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発	地球環境部会 循環型社会部会 総合政策部会
(2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発	地球環境部会 総合政策部会 自然環境部会
(3) 持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進	総合政策部会
6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築	
(1) 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献	地球環境部会
(2) 海外における持続可能な社会の構築支援	地球環境部会

【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第2回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
3. 生物多様性の確保・自然共生	自然環境部会
4. 環境リスクの管理	
(1) 水・大気・土壌の環境保全（大気関係）	大気・騒音振動部会
(3) 環境保健対策	環境保健部会
5. 各種施策の基盤となる施策	総合政策部会
6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応	
(1) 東日本大震災からの復興・創生	循環型社会部会 環境保健部会（健康管理関係）
(2) 自然災害への対応	循環型社会部会 大気・騒音振動部会 動物愛護部会

【第4章 環境保全施策の体系の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う

点検の視点

各部会は、**重点戦略全体を俯瞰しながら**、以下の観点からも、必要に応じ、確認、検討を行う。

- 各部会の担当部分に記載されている施策が実施されているか、取組の弱い部分はないか、効果は生じているか、足りない施策はないか。
 - 担当分野における環境保全上の効果に加え、**他の環境保全上の効果が発揮**できるような施策になっているか、そのための施策はいかにあるべきか。
 - **経済・社会面での効果**はどのくらいあるのか、経済・社会面での効果を高めるためにはどのような取組があり得るか。
 - 関係府省等の他の施策とどのように**有機的に連携**できるのか。
 - **地域循環共生圏の創造**にどの程度貢献できているか。
 - 経済社会システム、ライフスタイル、技術といった**あらゆる観点からのイノベーションの可能性**があるか。
 - **環境保全と新型コロナウイルス感染症への対応**を有機的に連携できているか。
 - **2050年カーボンニュートラル、グリーン社会の実現**に向けてどのような取組があり得るか。
-
- 上記の点検を行うに当たっては、必要に応じ、点検分野に関する具体的な取組事例（事業者、自治体、NPO等）、関係省庁に係るヒアリングや調査などを行い、現場における課題やニーズを明らかにする。
 - 各部会は、点検を通じ、計画内容の見直しに向けた論点の整理を行う。

点検に当たっての指標の活用

- 重点戦略
 - ・ 第五次環境基本計画の進捗状況に係る指標を活用する。
なお、特に重点戦略の進捗は指標だけで測れない面もあることから、指標のみで進捗を判断するのではなく、全体として重点戦略が進捗したかどうかを定性的及び定量的の両面から評価することとする。
- 重点戦略を支える環境政策
 - ・ 「気候変動対策」、「循環型社会の形成」、「生物多様性の確保・自然共生」については各分野の個別計画に位置付けられた指標を活用する。
 - ・ 「環境リスクの管理」のうち「（１）水・大気・土壌の環境保全」、「（２）化学物質管理」については本計画に位置付けられた指標を活用する。
- 共通事項
 - ・ 第五次環境基本計画の進捗状況に係る指標、重点戦略を支える環境政策に関する指標ともに、必要に応じて適宜見直しを行い、それを反映する。

第五次環境基本計画の点検報告書における指標の表示方法

- 第五次環境基本計画の進捗を測る指標の表示方法については、指標検討委員会での議論も踏まえ、以下のとおり整理する。
- なお、点検に当たっては、第1回点検分野に関わらず、6つの重点戦略の柱ごとに設定した指標全ての指標を活用することで総合的な環境基本計画の点検を担保することとする。

項目		評価の基準
基準年		2000年 * 2000年時点のデータがない指標については、2000年以降の最古値
評価期間（長期）		基準年（2000年あるいは2000年以降の最古値）から最新値までの期間 * 評価期間が10年に満たない場合は評価なし
評価期間（前年比）		前年度からの単純比較 * 前年度値がない場合は直近の値との比較した上で、留意点にいつとの比較を記載。
「横ばい」とする バウンダリー設定	長期	基準年から最新年までの期間で1割（10年以上の場合のみ）
	前年比	1%
表示方法（マーク）	定量的な指標	3段階の色付き矢印（    ） * マークの色は、望ましい傾向を青、横ばい傾向を黄、望ましくない傾向を赤とする。 * 目指すべき方向性がない指標、データが不足している指標は評価せず「—」とする * 「目標値を定めない」ことから、「何をもちて低水準とするのか」が決まらないため、増減幅（レベル）の表示はしない。
本手法が適さない性質の定量的な指標の扱い		留意点にその旨を記載する他、目指すべき方向が定まらない指標については色なしの矢印を表示する
他計画で目標値が設定されている指標の扱い		留意点にその旨を記載するが、目標値との比較は行わない（その他指標と同じ扱いで評価）

総合政策部会における第2回点検の進め方

- 総合政策部会が点検担当となっている重点戦略及び重点戦略を支える環境政策の進捗については、省内及び関係府省に対してそれぞれの取組状況等を記した調査票を提出させ、これによって点検を行う。
(今回の関係府省庁：内閣官房、総務省、農林水産省、国土交通省、消費者庁等)
- 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、次期環境基本計画を見据えた今後の環境政策の在り方について、委員間の自由闊達な意見交換を行う。その際、必要に応じ、関係府省、企業、自治体、NPO等の取組についてもヒアリングや調査などを行い、現場における課題やニーズを明らかにするよう努めることとする。
- 点検報告書の取りまとめに当たっては、総合政策部会における点検を含む各部会の点検結果に関する報告書を一つにまとめるとともに、第五次環境基本計画の進捗状況に係る指標も活用して、定性的及び定量的の両面から全体的な評価を行うこととする。

重点戦略の進捗 (第2回点検分野)

各項目の評価には、各部会の個別意見を含む。

1 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

(個表) 1 (4) グリーンな経済システムの基盤となる税制 (税制全体のグリーン化の推進)

(計画のポイント)

- 環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き**税制全体のグリーン化を推進**する。
- また、地球温暖化対策のための**石油石炭税の税率の特例の税収**を活用した、**エネルギー起源CO₂排出抑制の諸施策を着実に実施**する。

(取組の進捗状況)

① 税制全体のグリーン化の推進

- 税制全体のグリーン化推進検討会での議論等を通じて、税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的な検討を実施。
- カーボンプライシングについては、2020年12月の総理指示のもと、環境省・経済産業省において、成長に資するカーボンプライシングを連携して検討を進めているところ。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日）（抄）

（3）成長に資するカーボンプライシングの活用

市場メカニズムを用いる経済的手法（カーボンプライシング等）は、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長戦略に資するものについて、躊躇なく取り組む。

② エネルギー起源CO₂排出抑制の諸施策の着実な実施

- 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用し、エネルギー起源CO₂排出抑制の諸施策を着実に実施。

(取組の進捗の例)

各年度の夏において環境省が財務省・総務省に提出した税制改正要望数については以下の通り。

年度	各年度における環境省税制改正要望数
2019年度要望	10
2020年度要望	15
2021年度要望	9
2022年度要望	17

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収等を財源として政府は毎年エネルギー需給構造高度化対策費を計上しており、当該予算をもとにエネルギー起源CO₂排出抑制等に資する諸施策を毎年着実に実施している。

年度	エネルギー需給構造高度化対策費（当初予算額）
2018	約3,502億円
2019	約3,545億円
2020	約3,493億円
2021	約3,269億円

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【税制全体のグリーン化の推進】

- **税制全体のグリーン化推進検討会**での議論等を通じて、税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的な検討を実施。
- **カーボンプライシング**については、2020年12月の総理指示のもと、環境省・経済産業省において、成長に資するカーボンプライシングを連携して検討を進めているところ。
- 地球温暖化対策のための**石油石炭税**の税率の特例の税収を活用し、**エネルギー起源CO₂排出抑制の諸施策**を着実に実施。

(重点分野 1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

第五次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
環境と経済の統合・持続可能な生産と消費のパターンの確保	資源生産性		24万円/トン (2000年度)	42万円/トン (2018年度)	▲	▲	▲	循環型社会形成推進基本計画において目標値(2025年度に約49万円/トン)を設定 GDPの伸びより天然資源等投入量が少なかったため、2018年度は前年度から微増
	炭素生産性		337千円/トン (2000年度)	455千円/トン (2019年度)	▲	▲	▲	
グリーンな経済システムへの移行	環境産業の市場規模・雇用規模	環境産業の市場規模	583千億円 (2000年)	1,103千億円 (2019年)	▲	▲	▲	前年値は1,053千億円 (2018年)
		環境産業の雇用規模	1,798千人 (2000年)	2,688千人 (2019年)	▲	▲	▲	前年値は2,609千人(2018年) 変化量が3%程度のため、矢印は上向き
環境経営に対する取組の促進	RE100加盟企業数・SBT参加企業数・TCFD賛同組織数	RE100加盟企業数	6 (2017年)	62 (2021年)	▲	—	▲	日本の企業数のみ抽出したもの、累計、2021年10月11日時点までにコミットした企業
		日本のSBT参加企業数	3 (2014年度)	163 (2021年)	▲	—	▲	累計、2021年10月11日時点までにSBT認定を受けた企業及びSBTを策定するとコミットした企業の数
		TCFDに賛同を表明した組織数	9 (2017年)	509 (2021年)	▲	—	▲	累計、2021年10月11日時点までにTCFDに賛同を表明した組織数

(重点分野 1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

第五次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
企業等の取組を後押しする環境・持続可能な社会の構築へと資金の流れがシフトしている	PRI署名機関数・PRB署名数	PRI署名機関数	7 (2006年)	99 (2021年)	▲	▲	▲	累計, 2021年10月11日時点までにPRI署名した機関数
		PRB署名数	6 (2020年)	8 (2021年)	▲	—	▲	累計, 2021年10月11日時点までのPRB署名数
	ESG融資目標を公表した金融機関数	ESG融資目標を公表した金融機関数	21 (2019年度)	34 (2021年度)	▲	—	▲	最新年値は2021年10月11日時点のもの 地域ESG融資促進利子補給事業において、ESG融資目標設定型として採択された金融機関の数 2020年11月30日時点の24と比較しても上向き

(※) 用語説明

- RE100：企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ
- SBT：パリ協定の目標達成を目指した削減シナリオと整合した目標の設定、実行を求める国際的なイニシアティブ
- TCFD：投資家等に適切な投資判断を促すために、気候関連財務情報開示を企業等へ促進することを目的とした民間主導のタスクフォース
- PRI：責任投資原則。投資の意志決定プロセスにESG要素を組み入れるべきとするもの
- PRB：国連責任銀行原則。PRIの銀行版

4 健康で心豊かな暮らしの実現

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換①)

(計画のポイント)

ESD等を通じた自らの消費行動への意識喚起及び地域の活性化や雇用等も含む、人や社会、**環境に配慮した消費行動 (エシカル消費)** 等の持続可能なライフスタイルへの理解を促進

(取組の進捗状況)

ESDを通じた新たな価値観と行動等の変容、実践行動をきっかけ・核とした地域づくりの促進

- ESD推進のための全国的なネットワークを形成。様々な主体が参画する地域ESD活動推進拠点の形成とともに、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できる「ESD活動支援センター (全国・地方)」を整備・運用。
- 「我が国における『持続可能な開発のための教育 (ESD) 』に関する実施計画 (第2期ESD国内実施計画)」(令和3年5月ESD関係省庁連絡会議決定) に基づき、全国で等しくESD実践のための支援を受けられる体制を維持しながら、テーマ別の学びあいの仕組みによるESD活動の高度化を図っている。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、ESDを通じ脱炭素意識の醸成と行動変容を図るためネットワークを活用し、脱炭素教育を中心とした地域のESD活動をより推進していくこととしている。

国民への啓発・情報発信を通じたエシカル消費の促進

- 2015年5月から約2年間開催した「『倫理的消費』調査研究会」の取りまとめ (2017年4月) を踏まえ、エシカル消費について、国民全体による幅広い議論を喚起するため、地方公共団体との共催による啓発イベント「エシカル・ラボ」や体験型ワークショップの実施、先進的な事例の収集・紹介などに取り組んできた。一方、エシカル消費に関しては、実際の行動に結びつけることが課題となっており、消費生活の選択肢の一つとして、より一層浸透するよう、2020年度には啓発用のパンフレット、ポスター、動画や学習教材等の作成に取り組むとともに、エシカル消費の情報発信強化のため新たに特設サイトを開設した。2021年度にはそれらの啓発資材の学校や地域等での活用促進を図るとともに、関係省庁とも連携した取組を進めている。

(環境面での効果及び評価指標)

地域ESD活動推進拠点数等

- 地域ESD活動推進拠点数：148拠点 (2021年8月現在)
- 地方ESD活動支援センターが関与する対話の場作り (フォーラム開催、セミナー・ワークショップ等実施支援) 数 489件 (2020年度)
- ESD活動支援センター (全国・地方) 及び地域ESD活動推進拠点が実施するフォーラム、セミナー、研修、プログラム等の参加者数 47,625人 (2020年度)

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換②)

(環境面での効果及び評価指標)

エシカル消費の認知度等

- エシカル消費に関する消費者意識調査（2019年度調査）によれば、「エシカル消費」の認知度、興味度、購入意向がある人の割合は前回調査（2016年度）と比較して上昇。
 - ・認知度：12.2%（+6.2ポイント）
 - ・興味度：59.1%（+23.2ポイント）
 - ・購入意向がある人の割合：81.2%（+19.4ポイント）
- ※（）内は前回調査（2016年度）との比較

(コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組)

デジタル化による非対面での普及・啓発活動の推進

- コロナ禍において、これまで対面で行ってきた展示やイベント等への出展などが多数中止となった。持続可能な社会の形成に向け、対面での啓発は引き続き重要であると考えているが、非対面でも普及啓発効果が期待できる動画を活用した啓発や、啓発教材のデジタル化に向けた取組を進めることとしている。

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

関係省庁と連携したカーボンニュートラルにも資する消費行動の推進

- エシカル消費は、消費者が持続可能な社会の実現に向けた消費行動をとることであり、その対象は幅広いが、環境分野の取組も大きな柱の1つである。なかでも、カーボンニュートラルにも資する食品ロス削減やサステナブルファッションについては、関係省庁とも連携して取組を進めている。

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換)

(計画のポイント)

低炭素型の商品・サービスの利用といった賢い選択を促す国民運動「**COOL CHOICE**」の展開

(取組の進捗状況)

「COOL CHOICE」に関する取組

<2018～2020年度の取組>

- 過度な冷房に頼らず快適に過ごすライフスタイル「クールビズ」、冬期には、過度な暖房に頼らず快適に過ごすライフスタイル「ウォームビズ」を推奨
- 各家庭におけるエネルギーの使用状況や個人の脱炭素行動による二酸化炭素排出削減量の見える化により、個々のライフスタイルに合わせた省CO₂対策の提案を行う家庭エコ診断制度の推進
- エコドライブ、カーシェアを含めた、移動手段をよりCO₂排出量の少ない移動に取り組む「smart move (スマートムーブ)」を推進
- 特に若年層の危機意識を醸成するため、地球温暖化に関する意識啓発に活用するアニメを、地方公共団体・教育機関等へ貸出
- 地球温暖化対策の意識啓発イベントに活用できる展示ツールを、地方公共団体等へ貸出
- 国民一人一人の地球温暖化対策に対する理解と自発的取組の機運を高めるため、「2100年未来の天気予報」や「気候変動×防災」をテーマとした動画を制作し、DVDの貸出、YouTube等のメディアで発信
- 在宅時間の増加に伴い、家庭の省エネ対策としてインパクトの大きいエコ住宅・断熱リフォームと省エネ家電への買換えを促進する「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンを関係省庁や関係業界等と連携して実施
- 地域の企業等や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、自治体や企業が脱炭素型の行動変容やライフスタイルの選択を促す取組を通年に渡って展開する事業に対して支援

<2021年度の取組>

- 引き続き上記取組の推進
- 「気候変動×スポーツ」について動画制作やHPでの発信等による推進
- オンラインイベントへのブース出展による情報発信
- 家庭、自治体、企業における再エネ導入・調達を促進するためのキャンペーン実施

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換
(持続可能なライフスタイルと消費への転換)

(環境面での効果及び評価指標)

地球温暖化対策計画に掲げられた「国民運動」関係の主な対策の進捗状況

	対策評価 指標	2013 対策評価 指標	2018 対策評価 指標	2019 対策評価 指標	2030対策評 価指標 (目標値)	2019実績 削減量 [万t-CO ₂]	2030見込 削減量 [万t-CO ₂]
クールビズ (業務部門)	実施率 [%]	71.3	78.1	84.4	100	7.4	14.5
ウォームビズ (業務部門)	実施率 [%]	71.0	60.6	71.1	100	0.5	11.6
家庭エコ診断	千世帯	31.0	98.7	103.3	3,940	0.3	13.7
エコドライブ (乗用車)	実施率[%]	6.0	-	50.8	25.0	434.0	243.8
カーシェア リング	実施率[%]	0.23	1.04	1.29	0.85	85.3	55.1

2019年度における地球温暖化対策計画の進捗状況より

(経済面・社会面での効果及び評価指標)

「COOL CHOICE」賛同者数、賛同事業所数

年度	2016	2017	2018	2019	2020
「COOL CHOICE」賛同者数 (個人)	214万	515万	664万	1,034万	1,348万
「COOL CHOICE」賛同事業所数 (団体、企業、自治体)	1.1万	1.4万	9.5万	28.3万	36.4万

2020年度実施施策に係る政策評価書より

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換)

(コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組)

「みんなでうち快適化チャレンジ」キャンペーン

- コロナ禍で増加したおうち時間を健康・快適・お得に過ごす脱炭素型のライフスタイルの提案として、断熱リフォーム・ZEH化と、省エネ家電への買い換えを、関係業界団体（※）等と連携して呼びかけ、行動変容を促進。

(※) 関係業界団体：(一社)住宅生産団体連合会、(一社)日本建材・住宅設備産業協会、全国電機商業組合連合会、大手家電流通協会

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

今後の取組の方向性

- 国・地方脱炭素実現会議での議論を踏まえた取組の推進
 - ・ 地域ごとのCO₂削減ポイント、脱炭素行動アンバサダーによるゼロカーボンアクションの訴求、製品サービスのCO₂排出量の見える化等により、家庭部門等の様々な対策の進展を後押し
 - ・ データとナッジを各政策に実装することで、危機意識醸成や行動変容を前向きに後押し
- 「みんなでうち快適化チャレンジ」キャンペーンを通じて、新築住宅のZEH化や既存住宅の断熱リフォームの補助事業へ誘導することで、相乗効果を発揮する
- 家庭における再エネ導入・調達を積極的に後押しする
- エコドライブ等の取組と、2020年度第3次補正予算である再エネとセットにしたEV等の購入支援や、本年3月から開始した「ゼロカーボン・ドライブキャンペーン」を連動させ、より効果的に行動変容を促す
- 食品ロス対策といった脱炭素型のライフスタイルにつながる各種取組との連携を強化する
- 温対法改正による、地域センターの業務追加（事業者向けの啓発・広報活動）の機会を捉え、地域住民向けの啓発・広報活動の更なる展開を図る

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換)

(計画のポイント)

不必要な容器包装の削減等によるリデュース、リユース品やリサイクル品の利用等の促進及びさらなる普及

(取組の進捗状況)

① 容器包装の削減等によるリデュース、リユース品やリサイクル品の利用

- プラスチック資源循環の促進については、2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、本戦略に基づくワンウェイプラスチックの使用削減の一環として、2020年7月よりレジ袋有料化を実施。2021年1月に中央環境審議会から「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）」が意見具申され、この意見具申にのっとり、プラスチックの資源循環を総合的に推進するべく、2021年3月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」を閣議決定し、第204回国会に提出し、2021年6月に成立した。来年度の施行に向け審議いただいているところ。
- この他、2021年1月に「バイオプラスチック導入ロードマップ」および「プラスチック資源循環分野のESGガイダンス」を策定し、プラスチック資源循環の促進を図っている。

② 2Rビジネスの普及

- 環境保全を前提とした循環型社会の形成を推進すべく、リサイクルより優先順位の高い、2R（リデュース、リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築を目指し、国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組を制度的に位置付けるため、2018年度はIT等を活用した低炭素型資源循環システム評価検証事業において、先進事例の効果算定手法の検証、取組状況や課題の把握等を行った。2019年度は4事例について効果算定手法の検証、効果算定手法のガイドラインを検討し、2020年度はIT等を活用した低炭素型資源循環システム評価検証事業において、先進5事例の効果算定手法の検証を行い、ガイドライン（案）を取りまとめた。
- 2021年度は資源循環に関する情報連携のためのプラットフォーム等のデジタル技術を活用した民間事業者によるシステムのモデル実証を行う。

4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換)

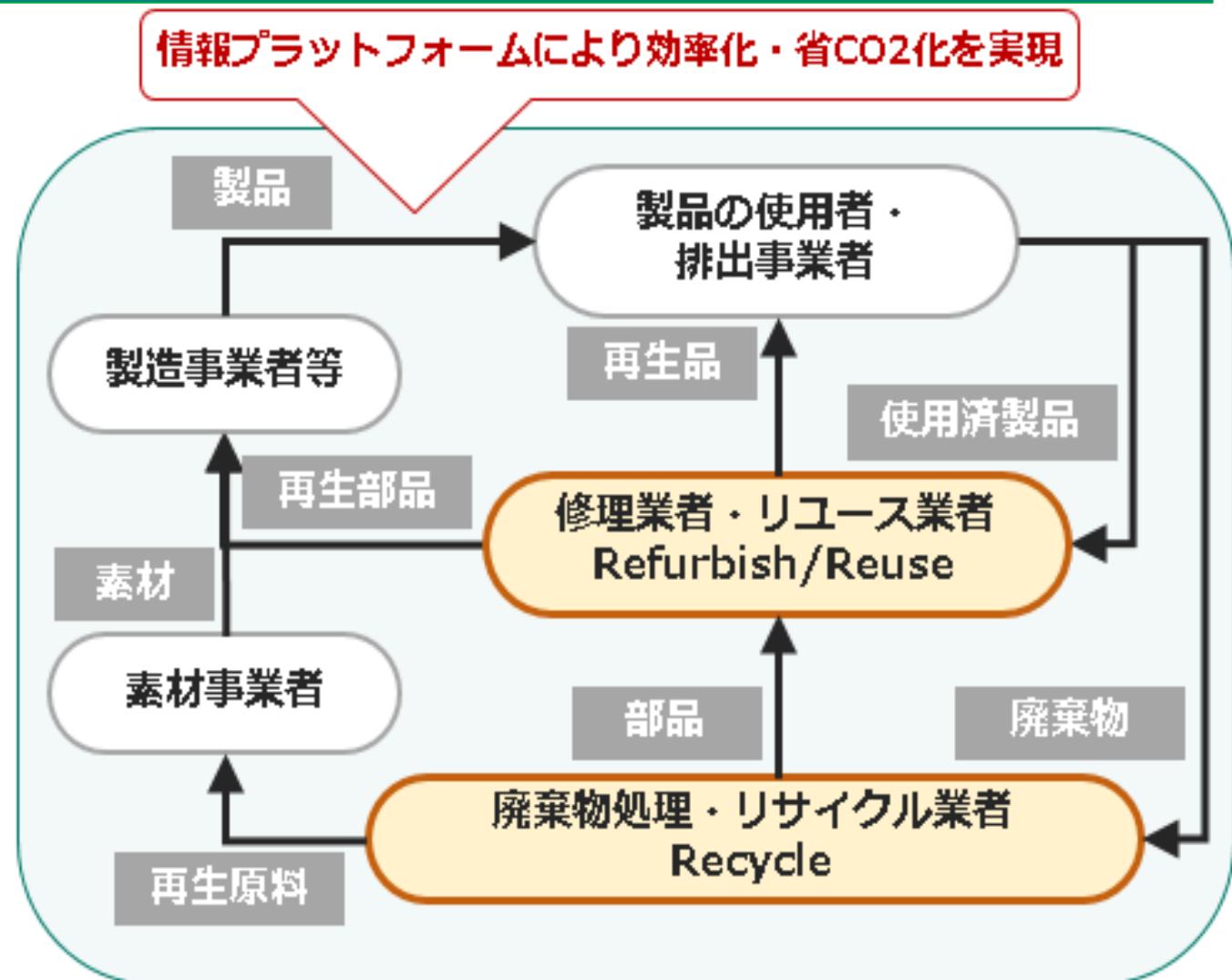
(施策事例紹介) エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業のうち デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業

- デジタル技術等を活用し、脱炭素と循環経済を同時に達成する資源循環システムの創生に向け、民間事業者が実施する革新的な資源循環プラットフォーム等のモデル事業を実施予定。

【事業内容】

- 使用済製品・素材の安易な処分を防ぎ、資源循環の効率化やそれに伴う省CO₂化を進めるためには、関係者間で使用済製品・素材に関する必要な情報を共有することが必要である。
- そのため、資源循環に関する情報連携のためのプラットフォーム等のデジタル技術を活用した民間事業者によるリユース・リサイクルに係る脱炭素型資源循環システムのモデル実証を行う。

資源循環に関する情報プラットフォーム (イメージ)



(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換)

(環境面での効果及び評価指標)

① 容器包装の削減等によるリデュース、リユース品やリサイクル品の利用

- バイオマスプラスチック国内出荷量
- 一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量 (乾燥ベース)

② 2 Rビジネスの普及

- 循環型社会ビジネスの市場規模
- リユース市場規模

(経済面・社会面での効果及び評価指標)

① 容器包装の削減等によるリデュース、リユース品やリサイクル品の利用

- バイオマスプラスチック国内出荷量
- 一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量 (乾燥ベース)

② 2 Rビジネスの普及

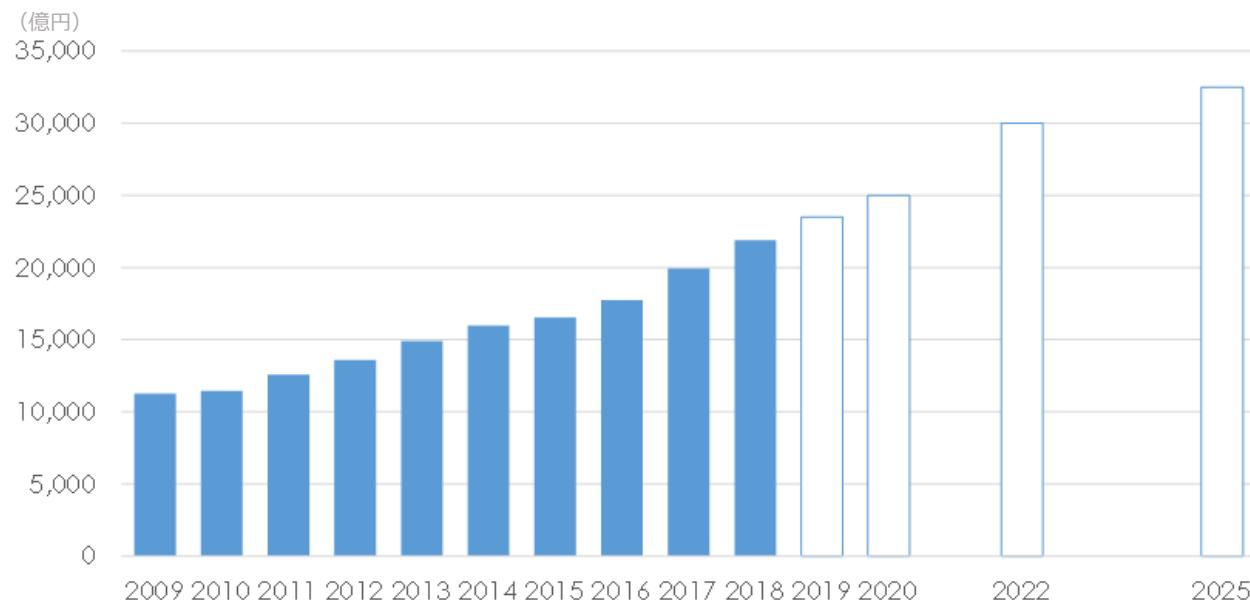
- 循環型社会ビジネスの市場規模
- リユース市場規模

(定量的な取組の進捗)

- 循環型社会ビジネスの市場規模については着実に増加しているものの、2030年までに80兆円以上とする数値目標の達成に向けてさらに取り組む必要がある。

年度	循環型社会ビジネスの市場規模
2016	48.7兆円
2017	50.7兆円
2018	51.4兆円
2019	53.7兆円
(目標) 2030	80兆円以上

- リユース市場規模については2009年以降一貫して増加。2018年の市場規模は約2.2兆円。



出典：リフォーム産業新聞社 リサイクル通信「中古市場データブック2020」より作成

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換)

(コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組)

① 容器包装の削減等によるリデュース、リユース品やリサイクル品の利用

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生目的を中心としたプラスチックの果たす役割が再認識されるとともに、エッセンシャルユースの増加などプラスチックの排出実態の変化等も生じている。また、このような状況を踏まえ、回避可能なプラスチックのリデュースの徹底をはじめとする“3 R + Renewable”の基本原則に沿った取組を進めていく。

② 2 Rビジネスの普及

- 循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉として、デジタル技術など高度な技術を活用したビジネスモデルの構築や新たなサービスの開発・導入が期待されている。

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

① 容器包装の削減等によるリデュース、リユース品やリサイクル品の利用

- 2050年カーボンニュートラルを実現するために必要不可欠な循環経済への移行を戦略的に進めるため、技術開発・実証、リサイクル技術の開発・高度化、設備の整備、需要創出を進める。

② 2 Rビジネスの普及

- 再生可能資源・循環資源の利用又は製品の使用方法の工夫など、I T等を活用した2 Rの新規ビジネス創出により、天然資源投入量や廃棄物等発生量、CO₂排出量を削減することで、脱炭素と循環経済の同時達成が期待できる。

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換)

(計画のポイント)

小型家電等からリサイクルされた金属を使って入賞メダルを製作する国民参画型プロジェクトのように、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、国民の3R活動への参加を促す。

(取組の進捗状況)

東京大会の入賞メダルをリサイクル金属で製造する国民参加型プロジェクトの実施

- 東京大会において、大会史上初めて、表彰メダルの全量をリサイクル金属で製造するとともに、表彰台についても、大会史上初めて、全量を使用済みプラスチック等で製造。加えて、選手村ビレッジプラザの建設木材の提供自治体で使用後もリユースする取組などを実施した。

(環境面での効果及び評価指標)

国民参加型プロジェクトの実施の環境面での効果

- 上記事業はいずれも、市民や団体に呼び掛けて実施したプロジェクトであり、プロジェクトの実施を通じて、循環資源の有用性を広く国民に伝えることができた。

(経済面・社会面での効果及び評価指標)

国民参加型のプロジェクトの実施による経済面・社会面での効果等

- 上記事業はいずれも、市民や団体に呼び掛けて実施したプロジェクトであり、特にメダルプロジェクトにおいては、全国の1,621自治体、約1,300拠点の教育機関等が使用済み携帯電話の回収に参画しつつ、その処理においても、全国の小型家電リサイクル法に基づく認定事業者が本事業に参画するなど、社会的に経済的にも大きな効果があった。

(他の重点戦略との連携の状況、地域循環共生圏の創造への貢献)

循環型社会形成推進に関する効果等

- 90%以上の自治体がメダルプロジェクトに参加し、広く国民の小型家電のリサイクル活動への参加を促すとともに、これを契機として、成果をレガシーとして活用し、アフターメダルプロジェクトにつなげ、循環型社会の実現に貢献した。

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換)

(計画のポイント)

持続可能な調達コードに合致した農産物などの食材の調達を通じて、**持続可能性の高い日本の食文化の国内外への発信、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、環境保全や生態系との調和等に配慮された農林水産物の利用及び普及の推進、生物多様性に配慮した取組としての有機農業の促進、地産地消、和食の発信等**

(取組の進捗状況)

日本人の伝統的な食文化である和食の発信

地域固有の多様な食文化を保護・継承するため全国47都道府県を対象に、各地域で選定された郷土料理の歴史やレシピ、郷土料理を生んだ地域の背景等をデータベース化、公表。

【2019年度】10道府県で実施し、「うちの郷土料理～次世代に伝えたい大切な味～」として294品目をデータベース化し、公表。

【2020年度】17県で実施し、492品目をデータベースに追加。

【2021年度】20都府県でデータベース化を実施中。

日本発の水産エコラベルの国際標準化、水産エコラベルの普及促進

- ・2019年12月に日本発の水産エコラベル（MEL：マリン・エコラベル・ジャパン協議会）が、水産エコラベルの国際標準を認証する国際機関（GSSI：世界水産物持続可能性イニシアチブ）から承認。

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として水産物の調達基準に位置付けられている水産エコラベル認証の普及を推進。

- ・2018年～2020年度にかけて水産関係イベント等において、水産エコラベル製品の紹介・展示、パネルディスカッション等を実施。

持続可能性に配慮した農業生産の推進

GAPの推進	農畜産物	都道府県向け交付金により、農畜産物のGAP認証取得支援を実施。
環境保全型農業の推進		化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に対して支援を実施。 加えて、有機農業においては、人材育成、産地づくり、需要喚起の取組等への支援を実施。

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換)

(環境面での効果及び評価指標)

水産エコラベル (MEL) の生産段階認証の認証数

- 2021年3月末時点において、国内における国際的に通用する水産エコラベル (MEL) の生産段階認証の認証数が71件 (前年同期38件) に到達。

GAP認証取得等経営体数

- 持続可能な調達コードに基づき農産物が生産されるよう、GAP認証の取得を推進し、周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保。

【GAP認証取得等経営体数】約30,000経営体

※GLOBALG.A.P. (R2.12時点)、ASIAGAP、JGAP (R3.3時点) の青果物、穀物、茶、畜産に係る認証取得経営体数、及び都道府県GAPの取組を確認した経営体数 (各都道府県から報告のあった速報値) を集計。

環境保全型農業直接支払交付金の実施面積

- 有機農業を含め、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に対して支援を実施。

【支援対象面積】 80,789ha (2020年度)

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換)

(計画のポイント)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における持続可能性に配慮した調達コードに合致した農産物などの食材の調達

(取組の進捗状況)

調達コードに基づく通報受付窓口の実施状況

- 2021年4月末時点で13件の通報を受け付けたが、調達コードの不遵守の事実はいずれもなかったとの報告が大会組織委員会よりなされている。

(環境面での効果及び評価指標)

調達コードの実施

- 調達コードの実施により、環境配慮を調達段階から行うことについて組織全体に浸透させることができ、一定の効果があったと考えられる。

(経済面・社会面での効果及び評価指標)

調達コードの実施

- 東京大会では様々な物品の調達や施設工事が行われており、サプライヤーにも影響することになる調達コードの実施により、様々な事業者に対して、持続可能性への配慮意識を高める効果があった。

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換)

(計画のポイント)

生物多様性に配慮した取組としての**有機農業の促進、地産地消、和食の発信等**の構築

(取組の進捗状況)

地産地消の普及啓発活動

【2018年度】

- 有機農業で知名度が高い埼玉県小川町にて「Ogawa Organic Fes 2018」を共催し、アンバサダーと連携した地産地消等の情報発信を実施。来場者の半分以上がMY行動宣言を宣言。

【2019年度】

- 昨年度同様、アンバサダーによるトークショーにて、農家を支える取組等情報発信を実施。アンバサダー5名によるFB投稿により、アンバサダーのファン層41,402に対して、普及啓発を実施。

【2020年度】

- 楽天農業株式会社社長にアンバサダーが取材した「オーガニック農業×SDGs」映像を作成し、環境省YouTubeチャンネルに投稿。

(取組状況)

- アンバサダーと連携し、ライフスタイルシフトを促す情報発信に取り組んでいる。森里川海プロジェクト公式HPのアクセス数も増加傾向。

年度	ライフスタイルシフト情報発信数
2018	MY行動宣言数1,312人／ 来場者2,032人
2019	SNS総リーチ数41,402
2020	「オーガニック農業」動画再生数844回

年度	森里川海プロジェクト公式HP(top page) アクセス数
2018	10,088pv
2019	22,260pv
2020	20,854pv

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (持続可能なライフスタイルと消費への転換)

郷土料理のアーカイブ化 (「和食」と地域食文化継承推進事業)

- 地域固有の多様な食文化を保護・継承するため、2019年度から2021年度までの3か年で、全国47都道府県を対象に、各地域で選定された郷土料理の歴史やレシピ、郷土料理を生んだ地域の背景等をデータベース化、公表。
- 2019年度は10道府県、2020年度は17県で実施。2021年度は20都府県で実施。



SEARCH & MENU

気になる郷土料理を見つける

地域検索 SEARCH BY AREA 季節検索 SEARCH BY SEASON 種類検索 SEARCH BY TYPE 50音検索 SEARCH BY SYLLABARY



じゃんぼ餅 / 鹿児島県

「じゃんぼ餅」とは、つきたての餅やもち米粉を使っただんご串を2本さして、...



すだれ麩のごま酢和え / 茨城県

「すだれ麩のごま酢和え」は、茨城県結城市でつくられている郷土料理である。...



田舎ずし / 高知県

「田舎ずし」とは、全国的に見ても珍しい野菜を使ったずし。高知県の山間地帯...



- 都道府県ごとに、地方公共団体、大学等研究機関、民間団体、教育関係者、民間企業等有識者6名程度を構成員とする「地域検討委員会」を設置。
- 地域検討委員会で選定した地域の郷土料理30品目程度の歴史や由来、関連行事、使用食材及び料理方法を調査し、データベースを作成・普及等を実施。
- 30品目程度のメニュー・レシピだけでなく、郷土料理が生まれた地域の風土や暮らしを「エリアストーリー」(記事、画像、動画)として記録。

策定状況

R元年度 (済) 10道府県	北海道、山形県、石川県、茨城県、愛知県、京都府、島根県、高知県、大分県、鹿児島県
R2年度 (済) 17県	青森県、宮城県、千葉県、山梨県、長野県、新潟県、福井県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、宮崎県
R3年度 20都府県	岩手県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、岐阜県、静岡県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、佐賀県、長崎県、沖縄県

農林水産省Webサイト「うちの郷土料理」

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/k_ryouri/index.html

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (徒歩・自転車移動等による健康寿命の延伸)

(計画のポイント)

- **都市のコンパクト化や公共交通の利用促進**
- **徒歩や自転車で安全で快適に移動でき、魅力ある空間・環境を整備することで、徒歩や自転車の移動の割合を増加**

(取組の進捗状況)

都市のコンパクト化

立地適正化計画制度の普及等によりコンパクト・プラス・ネットワークの取組を促進

徒歩や自転車で安全で快適に移動でき、魅力ある空間・環境の整備の推進

- 2020年道路法改正により、歩行者中心の道路空間を構築する道路の指定制度である「歩行者利便増進道路」制度を新たに創設。
- 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づき、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため2018年6月に第1次自転車活用推進計画を策定し、関係府省庁・官民が連携しながら取り組んできたところ、持続的な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、2021年5月に第2次自転車活用推進計画を閣議決定した。

(定量的な取組の進捗)

立地適正化計画を作成する市町村数等（2021年7月末）

立地適正化計画を作成する市町村数：398都市 * 目標 600市町村（2024年度）

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (徒歩・自転車移動等による健康寿命の延伸)

(コロナ禍・ポストコロナ時代に対する取組)

沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の特例を実施 (R2.6~R4.3)
- 上記に示した沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の特例について、ポストコロナ時代においても継続的に実施するため、歩行者利便増進道路制度の活用を促進

自転車の利用推進

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても人との接触を低減する取組として推奨されている自転車の利用について、強かに推進を図る。

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

都市のコンパクト化

立地適正化計画制度の普及等によりコンパクト・プラス・ネットワークの取組を促進

「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成の推進

- 歩行者利便増進道路 (ほこみち) と滞在快適性等向上区域の併用等により、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を推進する。

安全で快適な自転車利用環境の創出の推進

- 第2次自転車活用推進計画に基づき、地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進する。

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (テレワークなど働き方改革等の推進)

(計画のポイント)

- **テレワーク**やフレックスタイム制の**導入**、ペーパーレス化の推進により通勤交通に伴うCO₂排出や紙の使用量を削減すると同時に、仕事と育児・介護との両立がしやすい環境や生産性の向上を実現する働き方改革の推進を支援
- 営業時間の見直しによる人口減少下における労働力の確保や人件費の抑制、労働者の健康維持への貢献及び温室効果ガス排出の抑制

(取組の進捗状況)

テレワーク月間

- 11月30日の『働く、が変わる』テレワークイベントを始め、イベントやセミナー等を実施。

先進事例の収集及び表彰

- テレワーク先駆者百選を実施、現在募集中。2021年11月30日の上記イベントにて総務大臣賞を表彰予定。

セミナーの開催、専門家による相談対応、全国的な導入支援体制の整備

- テレワーク・サポートネットワークにおいて、各種セミナー及び相談会を実施中。
- テレワークマネージャー相談事業において、専門家による個社への無料相談対応を実施中。

良質なテレワークの定着に向けて新たな検討

- 『ポストコロナ』時代におけるテレワークの在り方検討タスクフォースを立ち上げ、課題等を整理した提言書を公表（2021年8月11日）。

雇用型テレワークの導入・定着促進

参考：点検分野以外の取組

- 雇用型テレワークガイドラインの周知：2020年度にテレワークガイドラインを改定し、周知・啓発を実施
- 企業への相談対応：テレワーク相談センターを設置し、企業等への相談対応・情報提供等を実施
- テレワーク導入費用の助成：テレワークを新規で導入した中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器の導入等の経費を助成
- テレワーク導入・定着企業の事例紹介：企業の導入事例・取組を紹介するセミナー・シンポジウムによるテレワークの普及・啓発

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (テレワークなど働き方改革等の推進)

(定量的な取組の進捗)

テレワーカーの割合の増加

- 全就業者（雇用型、自営型）のテレワーカーの割合は22.5%で、前年度から約7ポイント増加した。 国土交通省
令和2年度テレワーク人口実態調査

テレワーク導入企業の割合増

- コロナ禍以降、約8割の企業がテレワークを導入した。うち約6割の企業において勤務日の3割以上でテレワークを実施した。今後のテレワークについて、約7割の企業が維持・拡大の方針を示した。 国土交通省 企業等の東京一極集中に関する懇談会 企業向けアンケート結果
- (参考) テレワーク導入企業の割合：2012年度 11.5%⇒2020年度 47.5% (実績) 総務省 令和2年度通信利用動向調査
- (参考) テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合：2016年度 7.7%⇒2020年度 19.7% (実績) 国土交通省
令和2年度テレワーク
人口実態調査

(経済面・社会面での効果及び評価指標)

テレワークの利点

- テレワークの利点として、通勤時間が削減される（81.5%）、好きな場所で作業をすることができる（53.8%）、自分や家族のための時間をとりやすくなった（45.1%）といった点が指摘されている。 総務省（2021）「ウイズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究」

(個表) 4 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (テレワークなど働き方改革等の推進)

(計画のポイント)

ICTを活用した医療や介護福祉等の推進による安全・安心で低炭素な医療・介護福祉の促進

(取組の進捗状況)

※参考：点検分野以外の取組

ICT等を用いた遠隔医療の推進

- 遠隔医療の実施に必要な機器の整備に対する支援を行っており、引き続き支援を行う。

電子カルテ情報及び交換方式の標準化

- 2020年12月に医療現場の有用性を考慮し、技術の発展に対応できるような国際的なデータ連携仕様等に基づいた、HL7FHIRの規格を用いることを検討することとされたことを踏まえ、今後、実務的な調整・設計を踏まえた標準化の具体的な方策について検討を行う。

介護分野における文書負担軽減の取組

- 社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の中間取りまとめ（2019年12月）において、国・指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書について、ウェブ入力・電子申請等のICT等の活用の観点を念頭に置きつつ検討を進める方向性が示されたことを踏まえ、2021年度中に介護サービス事業所の負担軽減を図る観点から介護サービス情報公表システムを利用して指定申請をWEB上で行う機能を実装する改修を行うこととしている。また、事業所が作成する介護記録等の文書についても負担軽減が図れるよう、2019年度以降、地域医療介護総合確保基金の「ICT導入支援事業」において、介護サービス事業所等に対し、介護記録等を入力するためのタブレット端末、介護ソフト等の購入費用等の支援を行い、必要に応じて拡充するとともに、「介護現場における生産性向上に資するガイドライン」を作成する等により、介護現場での業務改善が促進するよう、普及啓発等を行っている。

地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援

- 各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入経費の一部補助を実施しており、2020年度予算（当初・補正）において補助上限額の一部を引き上げる等、順次支援内容を拡充している。

テクノロジーの活用を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

- 2021年度介護報酬改定において、会議や多職種連携におけるICTの活用を可能にする等の改定を行った。

(総括的な進捗状況の課題及び今後の取組)

【持続可能なライフスタイルと消費への転換】

- 国・地方脱炭素実現会議での議論を踏まえた取組の推進
 - ✓ 地域ごとのCO₂削減ポイント、脱炭素行動アンバサダーによるゼロカーボンアクションの訴求、製品サービスのCO₂排出量の見える化等により、家庭部門等の様々な対策の進展を後押し。
 - ✓ データとナッジを各政策に実装することで、危機意識醸成や行動変容を前向きに後押し。
- ESD等を通じたエシカル消費等の持続可能なライフスタイルを推進することで、地域活性化や「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の形成を促す効果が期待される。
- エシカル消費の考え方がより一層浸透し、具体的な行動につながるよう、地域で啓発活動を行うリーダーの育成や、特設サイト等を活用した情報発信の充実等に関係省庁等とも連携し、取組を進める。
- 消費者側の意識が高まることにより、事業者のさらなる持続可能な商品開発等につながる可能性がある。
- 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムを構築（グリーン購入・環境配慮契約との連携）する。
- 2019年度に実施した農林水産省の調査において、水産エコラベル（MEL）のマークを知っている者の割合は消費者で約12%、漁業者で約11%、流通加工事業者で約24%と認知度の向上が課題であり、認証件数の増加に向け、漁業者・加工流通業者の認証取得を促すため、業界団体等への働きかけを実施予定。
- 「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンを通じて、新築住宅のZEH化や既存住宅の断熱リフォームの補助事業へ誘導することで、相乗効果を発揮できた。
- 家庭における再エネ導入・調達を積極的に後押しする。
- エコドライブ等の取組と、2020年度第3次補正予算である再エネとセットにしたEV等の購入支援や、本年2021年3月から開始した「ゼロカーボン・ドライブキャンペーン」を連動させ、より効果的に行動変容を促す。
- 食品ロス対策といった脱炭素型のライフスタイルにつながる各種取組との連携を強化する。

(総括②) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換

(総括的な進捗状況の課題及び今後の取組)

【持続可能なライフスタイルと消費への転換】

- 資源循環の効率化や省CO₂化を進めるため、関係者間で使用済製品・素材に関する必要な情報を共有するためのシステムの実証を行う。
- また、バイオマス化・再生材利用等については、更なる再生利用拡大に向け、**バイオマス素材の高機能化や用途の拡大・低コスト化のための技術開発・実証、リサイクル技術の開発・高度化、設備の整備、需要創出**を進める。
- リサイクル性の高い高機能素材やリサイクル技術の開発・高度化、回収ルート最適化、設備容量の拡大に加え、更なる再使用・再生利用拡大を図る。
- 特に、「**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律**」等に基づき、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般で、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じ、施行に向けた準備を着実に進めるとともに、「プラスチック資源循環戦略」のマイルストーン達成に向けて、**リサイクルの質と量を向上**させ、プラスチックの資源循環を推進する。
- **サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を、2030年までに80兆円以上とする目標を掲げており、雇用創出とビジネスチャンスの拡大という観点からも積極的に推進し、脱炭素と循環経済（サーキュラーエコノミー）の同時達成を目指す。**
- **環境に配慮した認定プラスチック使用製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）**こととしており、製造・設計段階における取組の促進に貢献している。
- 地域における2Rビジネスが拡大することで、新規雇用が生まれ、地域循環共生圏の創出に貢献する。2Rビジネスの推進には、省CO₂も含めた作業効率化と流通量の確保によるコスト改善が大きな課題であり、地域特性（種類・量・回収地点）や業種・業態に応じた多様な2Rビジネスモデルを構築することが必要。
- 今後の展開としては、**森・里・川・海**をつなぎ、支えるための普及啓発活動を引き続き実施予定である。
- **温対法改正**による、地域センターの業務追加（事業者向けの啓発・広報活動）の機会を捉え、**地域住民向けの啓発・広報活動**の更なる展開を図る。

(総括的な進捗状況の課題及び今後の取組)

【徒歩・自転車移動等による健康寿命の延伸】

- 立地適正化計画制度の普及等によりコンパクト・プラス・ネットワークの取組を促進する。
- 2020年道路法改正により、歩行者中心の道路空間を構築する道路の指定制度である「**歩行者利便増進道路**」制度を新たに創設した。

【テレワークなど働き方改革等の推進】

- 2021年11月30日の『働く、が変わる』テレワークイベントを始め、イベントやセミナー等を実施する。
- **テレワーク先駆者百選**を実施、現在募集中である。2021年11月30日のテレワーク月間にて総務大臣賞を表彰予定である。
テレワーク導入企業の割合：2012年度 11.5%⇒2020年度 47.5%
テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合：2016年度 7.7%⇒2020年度 19.7%
- コロナ禍以降、約 8 割の企業がテレワークを導入している。うち約 6 割の企業において勤務日の 3 割以上でテレワークを実施している。今後のテレワークについて、約 7 割の企業が維持・拡大の方針を示している。(出典：国土交通省 企業向けアンケート調査結果)

**(個表) 4 (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革
(自然体験活動、農山漁村体験等の推進)**

(計画のポイント)

子どもたちに**自然体験の機会の場**を提供するための空間づくり及び社会的なシステムの構築

(取組の進捗状況)

地域循環共生圏の創造に向けた普及啓発活動

【2018年度】

読書感想文コンクール、ふるさと絵本づくりから自然環境を見直す普及啓発活動を実施。アンバサダーと連携した情報発信、各種イベントを通じて森里川海の恵みなどを伝えるPR活動を実施。

【2019年度】

ふるさと絵本づくりの継続。読本「森里川海大好き」を全国約2万校の学校図書館に寄贈し、読書感想文コンクールや自然体験型プログラムを実施。

【2020年度】

ふるさと絵本づくりの継続、読書感想文コンクールや自然体験型プログラムを実施。ふるさと絵本づくりがきっかけとなり、秩父で市民による小水力発電事業が開始され、収益で周辺の里山整備や花木植樹などを実施予定。

(取組状況)

2018年 読書感想文コンクール入賞作品

「自然の中にぼくがいて、ぼくの中に自然がある」福井県小学6年生

「大好きな自然よ、ありがとう。」愛知県小学5年生

「すべての川に魚がそ上できるように」神奈川県小学5年生

2019年 読書感想文コンクール入賞作品

「共に生きるために」長崎県小学5年生

「田んぼレストラン」愛知県小学5年生

「つながっている私達と森里川海」神奈川県小学6年生

2020年 読書感想文コンクール入賞作品

「自然が教えてくれること」神奈川県小学5年生

「わたしも大好き！森里川海」新潟県小学4年生

「自然調査隊」宮城県小学4年生

(個表) 4 (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革 (自然体験活動、農山漁村体験等の推進)

(計画のポイント)

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第20条に規定する自然体験活動等の体験の機会の場の認定制度の運用の推進

(取組の進捗状況)

「体験の機会の場」の認定制度の運用の推進

- 2018年度 環境教育等促進法基本方針の変更を閣議決定（※「体験の機会の場」を「地域や国を越えた交流拠点」と位置付け、認定促進を図る旨を明記）、環境教育等促進法施行規則等の改正（※「体験の機会の場」の申請要件の緩和、認定基準の明確化、申請書類の簡素化等）、環境省事業「教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修」や環境教育行政研修での活用（現在まで）
- 2019年度 認定制度事例集の作成、認定シンボルマークの作成、Green Blue Education Forumコンクールの共催
- 2020年度 体験活動の場を提供している企業等に対する働き掛けの実施（※7か所の新規認定）
- 2021年度 「体験の機会の場～SDGs実現に向けた環境教育～」コンセプトムービーの公開、2回目のGreen Blue Education Forumコンクールの共催

(環境面での効果及び評価指標)

「体験の機会の場」の利用者数、認定数

- 「体験の機会の場」の認定状況
25か所（次頁のとおり）
- 「体験の機会の場」の利用者数
26,175人（2019年度）

「体験の機会の場」の認定状況

(背景・必要性)

- 環境教育等促進法に基づく体験の機会の場認定制度は、土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で体験活動を提供する場合に、申請に基づき、都道府県知事の認定を受けることができる制度
- 森林や里山などの自然体験の場のほか、見学受入れや体験を行うエネルギー関連施設、環境に配慮して運営されている工場や施設、私立学校等が市民講座を実施している場などが認定されており、幅広い分野にわたって認定を取得することが可能

認定された「体験の機会の場」 25件(2021年9月時点)

【愛知県】

- KAYAMAファーム
- 市田プラント

【大阪市】

- あおぞら財団付属西淀川・公害と環境資料館（コムース）

【広島県】

- 株式会社オガワエコノス本山工場

【岡山市】

- 藤クリーン株式会社リサイクルセンター

【山口県】

- 株式会社中特ホールディングス

【高知市】

- 株式会社相愛

【佐賀県】

- いまり「こまなきの里山」

【北海道】

- 雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス

【青森県】

- 弘前だんぶり池

【秋田県】

- 能代火力発電所および能代エナジウムパーク

【福島県】

- 里山林・自然塾
- 三菱製紙株式会社エコシステムアカデミー白河山荘及び白河甲子の森

【群馬県】

- チノービオトープフォレスト

【前橋市】

- サンデンフォレスト
- モノ：ファクトリー

【千葉県】

- 森の墓苑

【埼玉県】

- 石坂産業株式会社くぬぎの森環境塾

【八王子市】

- 佐川急便「高尾100年の森」

【山梨県】

- 清泉寮及びキャンプ場を含むその周辺の森林

● 自然体験

○ 社会体験

■ 自然体験及び社会体験

【川崎市】

- 昭和電工株式会社川崎事業所
- 株式会社ショウエイ
- 富士通株式会社川崎工場
- 明治大学黒川農場
- 東京ガスキッチンランド川崎



「体験の機会の場」
認定制度マーク

(個表) 4 (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革 (森・里・川・海の管理に貢献する地方移住、二地域居住等の促進)

(計画のポイント)

- 二地域生活・二地域居住や地方移住に必要となる一元的な情報提供システム、ワンストップ窓口等の活用により、住まいや医療・介護を含む生活面の情報、農林水産業を含めた求人情報、農業就業体験等に関する情報等、地方移住のための情報提供や相談支援の充実を推進
- 二地域居住や二地域生活・就労等を支援するための体制の充実及び国民的な運動の展開による積極的な促進の実施
- 若い世代の山村留学、島留学、農山漁村体験等の推進

(取組の進捗状況)

地域活性化対策 (活動計画策定事業)

- 2020年度末までに、全国で67地域を採択し、地域の創意工夫による都市住民が農山漁村に定住するための取組等に係る活動の計画づくりを支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進。

農泊推進対策

- 2020年度末までに、農泊地域として全国で554地域を採択し、地域の資源を活かした観光コンテンツの開発等の取組を推進。
- また、子ども農山漁村体験交流プロジェクトとして、全国259地域で、子どもの農山漁村地域への受入を行っている(2019年度末時点)。

(経済面・社会面での効果及び評価指標)

地域活性化対策 (活動計画策定事業)

- 都市住民が農山漁村に交流・定住するための移住体験ツアー等の取組を通じて、交流・移住者数の増加に寄与。

グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者のうち農山漁村体験等を行った人数

- 2018年：1,212万人、2019年：1,207万人、2020年：519万人(2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大が年間を通じて続いたことによる影響と考えられる。)

(個表) 4 (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革 (森・里・川・海の管理に貢献する地方移住、二地域居住等の促進)

(取組の進捗状況)

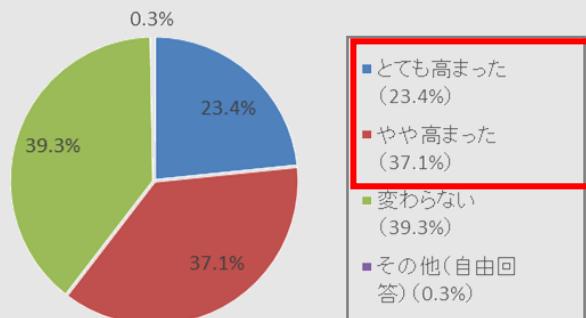
参考：点検分野以外の取組

コロナ禍における国民の意識の変化

(株) トラストバンク「地方暮らしに関するアンケート」(2021年6月)

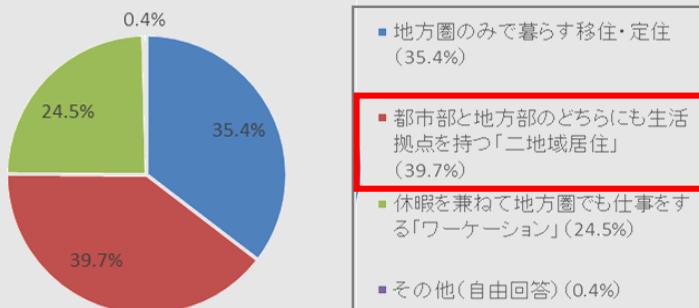
・地方暮らしへの関心が高まっている。

Q.あなたは新型コロナウイルスの感染拡大で地方暮らしへの関心が高まりましたか？ (n=580)



・移住・定住よりも二地域居住を志向。

Q.あなたの望む地方暮らしのスタイルは何ですか？ (n=580)



都内に住む20代以上の男女1,049名を対象に調査。そのうち地方暮らしに関心があると回答した580名が対象。

二地域居住等の推進に係る取組

- 二地域居住に係る取組事例集による情報提供
- 新しい生活様式に沿った二地域居住の推進調査
- 課題やノウハウ等の実態調査・検討を行い、自治体向けガイドライン、二地域居住を希望する個人向けハンドブックを作成中で、情報提供を図っていく予定。
- 全国二地域居住等促進協議会 (2021年3月9日設立)
- 二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、二地域居住等の普及促進と機運の向上を図るため設立。
- 国土交通省、内閣官房・内閣府、総務省、農林水産省が協力。
参加団体：715団体 (2021年10月1日時点)
正会員：654団体 (地方公共団体)
協力会員：61団体 (移住等支援機関、関連民間事業者等)
- 連携した取組
- 関係省庁において、住まい、移動交通、テレワーク等に係る支援策を実施。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月 閣議決定) より抜粋

【第2章】次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～ / 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～ / (1) 地方への新たな人の流れの促進
多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

(個表) 4 (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革 (新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成)

(計画のポイント)

- 新たな製品・技術の開発・普及等による木材の利用拡大等を推進する。
- 木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動である「木づかい運動」や、木の良さ、木材利用の意義を学び広め、木材利用を拡大していくための実践的活動を積極的に推進する。

(取組の進捗状況)

直交集成板 (CLT) や耐火部材等の新たな製品・技術の開発・普及

- 【2018年度～2020年度】CLTを活用した建築物の建築、CLT製造施設の整備、耐火性能向上等の技術開発、木造中高層建築の普及に向けた設計者やゼネコン等を対象とした研修等を支援。
- 【2021年度】上記に加え、SDGs・ESG投資等への寄与の「見える化」など普及の取組等を実施。

非住宅建築物等での木材利用の促進

- 木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、内装木質化等の効果の見える化、民間企業や国民に対する普及啓発活動等の取組を促進。
- 2021年度においては、木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、内装木質化等の促進、普及啓発活動等の木材利用拡大に向けた取組を支援するとともに、川下から川上までの関係者が広く参画する官民協議会、民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会「ウッドチェンジ協議会」を設置し、民間建築物等における木材の利用を促進。

内装木質化等の促進

- 民間の創意工夫を活用したオフィス等内装木質化等や当該施設の利用者の評価等の木質化による効果を見える化し、普及する取組を支援。

普及啓発活動

- 木を取り入れたライフスタイルの価値やSDGsへの貢献等を発信し、消費者のウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進。
- 具体的には、木材利用の良さや意義を伝える普及啓発、優れた地域材製品等の顕彰制度（ウッドデザイン賞：2015年度より実施）、木育活動等の取組を支援。

ウッド・チェンジ協議会

- 川下から川上までの関係者が広く参画する官民協議会を設置し、川下をはじめ各界の声を聞き共有することにより、民間建築物等における木材利用に当たっての課題や解決方法の検討、民間建築物等における木材利用の先進的な取組等の発信など、木材が利用しやすい環境づくりに取り組む。

(個表) 4 (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革 (新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成)

(定量的な取組の進捗)

国産材の供給量

- 国産材の供給量 【2018年】3,000万m³ 【2019年】3,099万m³

木づかい取組団体数の増加

- 木づかい取組団体数の増加：2018年度 473団体 ⇒ 2020年度 492団体

(2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取組)

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行

- 2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進めることが必要不可欠であり、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(2021年10月1日施行)に基づき、基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大し、関係省庁、地方公共団体や関係団体等と連携して、建築物におけるさらなる木材利用の推進に取り組む。

(総括) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革

(総括的な進捗状況の課題及び今後の取組)

【自然体験活動、農山漁村体験等の推進】

- 森・里・川・海をつなぎ、支えるための普及啓発活動を引き続き実施する。
- ふるさと絵本づくりを継続。
2019年度は、読本「森里川海大好き」を全国約2万校の学校図書館に寄贈し、**読書感想文コンクールや自然体験型プログラム**を実施。
2020年度は読書感想文コンクールや自然体験型プログラムを実施。ふるさと絵本づくりがきっかけとなり、秩父では市民による小水力発電事業が開始され、収益で周辺の里山整備や花木植樹などを実施予定。
- 「体験の機会の場」の認定制度の運用を推進。2020年度は体験活動の場を提供している企業等に対する働き掛けの実施。
2021年度は「**体験の機会の場～SDGs実現に向けた環境教育～**」コンセプトムービーの公開を予定。

【森・里・川・海の管理に貢献する地方移住、二地域居住等の促進】

- 更なる交流・移住の増加に向けて、これまでの取組を更に推進し、2024年度末までに全国で100地域への支援を目指す。
- 「農泊らしい」宿泊、食事、体験の提供が不足していることから、**更なる農泊の推進**に向けて今後は以下の取組を進める。
 - ①コンテンツの質の向上・量の拡大
 - ②利用者の利便性の向上
 - ③農泊推進体制の強化
- 農山漁村を安全・安心な旅行先として、全国の旅行者に選んでもらえるよう、新型コロナウイルス感染防止のためのガイドラインの遵守を呼びかけつつ、**農泊地域の魅力を発信**するとともに、ワーケーション等の新しい旅のスタイルを踏まえ、**農泊の需要喚起**に向け取り組む。

【新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成】

- 木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、内装木質化等の効果の見える化、民間企業や国民に対する普及啓発活動等の取組を促進。

(重点分野4) 健康で心豊かな暮らしの実現

第五次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
持続可能なライフスタイルへの転換・森里川海とつながるライフスタイルの变革	国民の意識 (これからは心の豊かさか、 まだ物の豊かさか)	心の豊かさ	60.7% (2002年)	62% (2019年)	—	➡	➡	国民生活に関する世論調査結果。 2015年6月調査までは、20歳以上の者、2016年7月調査から18歳以上の者が対象 心の豊かさ：物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたい 物の豊かさ：まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい なお、2020年度調査は中止
		物の豊かさ	27.4% (2002年)	29.6% (2019年)	—	➡	➡	
	食品ロス発生量	家庭系食品ロスの推定値	433万トン (2000年度)	261万トン (2019年度)	➡	—	➡	市区町村へのアンケート結果に基づき、家庭から排出される食品ロスの発生量を推計したもの 循環型社会形成推進基本計画において目標（2030年度に2000年度比で半減）を設定 前年値は276万トン（2018年度）
事業系食品ロス量		547万トン (2000年度)	324万トン (2018年度)	➡	➡	➡	2000年度～2007年度の値は指数関数を用いて食品廃棄物等の量を推計し算出したもの、2008年度以降は食品リサイクル法に基づく定期報告で集計した食品廃棄物等の量で算出したもの 食品リサイクル法の基本方針において目標（2030年度に2000年度比で半減）を設定 前年値は328万トン（2017年度）	
快適性の向上や健康維持	ZEH,ZEBの件数	ZEHの件数	2件 (2016年度)	69,992件 (2021年度)	➡	—	➡	再掲 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の認定を受けた建築物のうちZEHの基準を満たしたものの累計 最新年値は2021年8月末時点のもの
		ZEBの件数	0件 (2014年度)	79件 (2021年度)	➡	—	➡	再掲 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の認定を受けた建築物のうちZEBの基準を満たしたものの累計 最新年値は2021年8月末時点のもの

(重点分野4) 健康で心豊かな暮らしの実現

第五次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
安全・安心な暮らしの基盤となる良質な生活環境の保全	大気汚染物質・水質汚染物質に係る環境基準の達成状況	地下水に関する環境基準超過率	— (2000年度)	6.0% (2019年度)	⬇	⬇	⬆ ⬇	概況結果「全体」 18年度：5.6、19年度：6.0 汚染井戸地区調査「全体」、監視継続調査「全体」
		大気に関する環境基準達成率	— (2000年度)	— (2019年度)	⬆	➡	⬆ ➡	前年度からの変化はPM2.5一般局・自排局 長期的な傾向は、CO一般局・自排局、SO ₂ 一般局・自排局、NO ₂ 一般局・自排局、SPM一般局・自排局、PM2.5一般局・自排局、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの調査結果のうち最も多かった傾向を示す。長期的な傾向はほぼ100%など高い水準で推移している場合もほぼ0%と低い水準で推移している場合も横ばいとなる点に留意が必要
		公共用水域の健康項目全体の環境基準達成率	99.2% (2000年度)	99.15% (2019年度)	⬆	➡	➡	前年度からの変化はOx一般局・自排局、CO一般局・自排局、SO ₂ 一般局・自排局、NO ₂ 一般局・自排局、SPM一般局・自排局、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン。CO（一般局・自排局）、SO ₂ （自排局）、NO ₂ （一般局）、SPM（自排局）は今年度も前年度も100%達成しており、SO ₂ （一般局）、NO ₂ （自排局）、SPM（一般局）は前年度も今年度も99.7%以上と高い水準。長期的な傾向の留意点は同上
		公共用水域の環境基準達成率	— (2000年度)	— (2019年度)	⬆	⬆	⬆ ⬆	前年度からの変化は、公共用水域（海域の全窒素・全燐） 長期的な傾向は、公共用水域（海域の全窒素・全燐）、公共用水域（河川BOD、湖沼COD、海域COD）の合計、公共用水域（湖沼の全窒素・全燐）の3つのうち最も多かった傾向を示す
								公共用水域（河川BOD、湖沼COD、海域COD）の合計、公共用水域（湖沼の全窒素・全燐） 長期的な傾向の留意点は同上

(重点分野4) 健康で心豊かな暮らしの実現

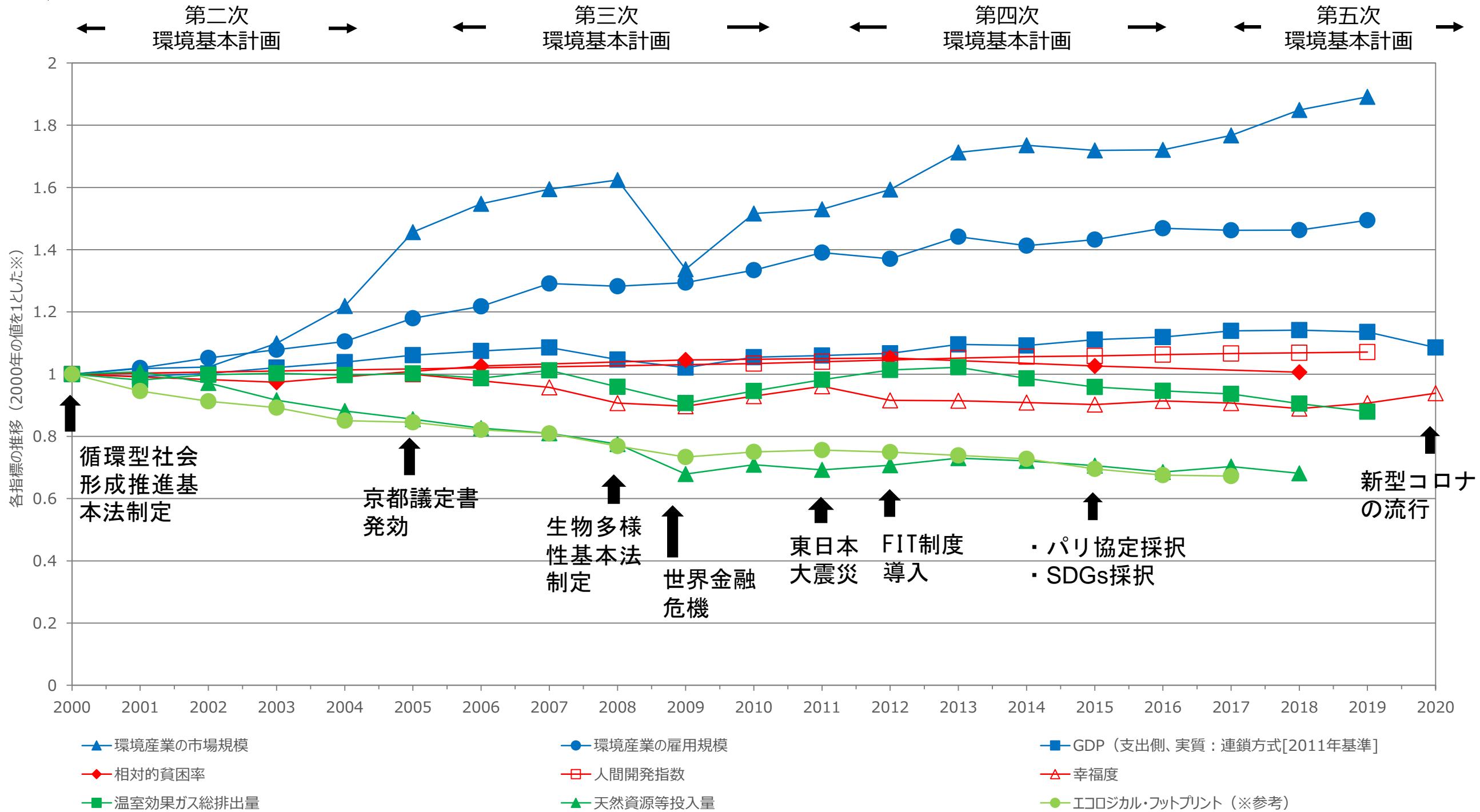
第五次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等	
安全・安心な暮らしの基盤となる良質な生活環境の保全	不法投棄・不適正処理の発生量・発生件数	不法投棄の発生量	40万トン (2000年度)	7.6万トン (2019年度)	↓	↓	↓	都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案のうち、1件当たりの不法投棄量・不適正処理量が10t以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）が集計対象。不法投棄については硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は対象から除外。不法投棄・不適正処理は発覚した年度に計上されるため、過去の不法投棄・不適正処理がその後計上されることがある点に留意が必要。	
		不法投棄の発生件数	1,027件 (2000年度)	151件 (2019年度)	↓	↓	↓		
		不適正処理の処理量	34万トン (2004年度)	5.6万トン (2019年度)	↓	↓	↑		
		不適正処理の処理件数	414件 (2004年度)	140件 (2019年度)	↓	↓	↓		
	PRTR制度に基づく届出排出量・移動量の推移	PRTR制度に基づく届出排出量	313,265トン (2001年度)	140,127トン (2019年度)	—	↓	↓		制度改正により2010年度の値より対象項目が追加・変更されている点に留意が必要。
		PRTR制度に基づく届出移動量	216,559トン (2001年度)	243,927トン (2019年度)	—	→	↗		

環境・経済・社会の統合的向上

第五次環境基本計画の基本的方向性である「環境・経済・社会の統合的向上」の定量的状況について、指標を用いて以下紹介する。

(環境基本計画の進捗状況に係る指標) 環境・経済・社会の統合的向上



出典：
 GDP (支出側、実質：連鎖方式[2011年基準])：内閣府「国民経済計算(GDP統計) 2011年基準 連鎖方式」
 環境産業の市場規模・雇用規模：環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等の推計結果の概要について」
 温室効果ガス排出量：国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2019年度) 確報値」
 天然資源等投入量：環境省「我が国の物質フロー」(各年度)
 相対的貧困率：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況(2020.7)」
 人間開発指数：国連開発計画(United Nations Development Programme：UNDP)「Human Development Reports」
 幸福度：国連Sustainable Development Solutions Network(SDSN)「World Happiness Report 2021」
 エコロジカル・フットプリント(参考)：グローバルフットプリントネットワークHPより作成

(※) 2000年のデータがないものは、2000年以降データのある始めの年を基準とした。
 (※) エコロジカル・フットプリントは生態系に対する需要量を表す指標であり、人間による生態系サービスに対する依存状況を評価することができるが、生態系サービスを直接的に評価することは難しいことから参考扱いとする。なお、エコロジカル・フットプリントは二酸化炭素吸収地の占める割合が高いことから、エコロジカル・フットプリント全体からカーボンに関するフットプリントを除いた値を利用する。

本日も議論いただきたいこと

- 点検の視点（P8）による第2回の点検分野（P6～7の水色セル箇所）のうち、総政部会分の点検報告及び今後の点検方法について
- 第五次環境基本計画の総括、及び第六次環境基本計画に向けて確認すべき点